



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 114 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

2025 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

賃金過少払いの刑罰化について（労働法）

オーストラリアの労働法令が複雑なことにも起因して、従業員に対して支払われる賃金が法令の基準を満たしていないという賃金過少払いの問題は、近時たびたびメディア等でも取り上げられ、大きな社会問題となっていました。この問題に対応するため、2025 年 1 月 1 日、従業員の賃金を過少に支払った企業や個人に刑事罰を科すフェアワーク法の改正法が施行されました。

賃金過少払いに関する刑事罰は、雇用主による故意の過少払いに適用され、偶発的な過少払いや過失による過少払いには適用されません。しかし、故意の有無を判断するにあたっては、労働法令の順守に向けた企業文化が考慮されるという新しいコンセプトが導入されましたので、特に注意が必要です。雇用主が賃金過少払いをあえて奨励するような方針や規則を設けていることは考えにくいですが、このような行動を容認する態度や慣習が存在する場合は、賃金過少払いの故意が認められる可能性があります。

取締役会や経営陣としては、フェアワーク法や労使関係文書の順守を確保するために、積極的かつ体系的な措置を講じ、適切な企業文化を構築・維持することが、今まで以上に重要といえます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

サイバーセキュリティ法

2024年11月29日、オーストラリアにおいて初となるサイバーセキュリティ法が成立しました。サイバーセキュリティ法は、オーストラリア連邦政府による、サイバーセキュリティ基盤を強化し、経済全体のサイバーセキュリティ成熟度を高めるとともに、広範なデジタル経済改革の推進を目指すという取り組みを反映する法律です。サイバーセキュリティ法の主な内容は以下のとおりです。

- ランサムウェア攻撃に対する支払いを行った場合の報告義務に関する規定
- ランサムウェア支払い報告書の使用および開示に関する規定
- インターネットやネットワークに接続可能な製品（スマートデバイス等）の製造者に対して、一定のセキュリティ基準の遵守を求める規定
- その他（重要なサイバーセキュリティインシデントへの対応に関する規定、サイバーインシデントレビュー委員会（Cyber Incident Review Board）の設立に関する規定等）

サイバーセキュリティ法の一部は既に施行されていますが、ランサムウェア攻撃に対する支払いを行った場合の報告義務を含むその他の条項は段階的に施行される予定です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

SNS 利用禁止法

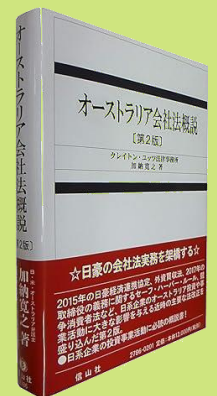
2024年11月29日、オーストラリア連邦議会は、16歳未満がソーシャルメディア（SNS）を利用することを制限する新たなオンライン安全法案を可決しました。この「オンライン安全改正（ソーシャルメディア最低年齢）法案 2024」（The Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024）は、未成年者の保護を目的とした改革であり、ソーシャルメディアプラットフォームに未成年者の利用を防止する責任を課すものです。

新法では、TikTok、Instagram、X（旧 Twitter）、Facebook 等、「年齢制限のあるソーシャルメディアプラットフォーム」という新たな概念を導入し、規制対象のプラットフォームは16歳未満のユーザーがアカウントを作成できないよう合理的な措置を講じる義務を負います。この義務に違反した場合、最大 4,950 万豪ドル（約 48 億円）の罰金が科されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メル](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

外国居住者キャピタルゲイン税源泉徴収制度の改正（税法）

オーストラリアにおける外国居住者キャピタルゲイン税源泉徴収（FRCGW）に関する改正が 2025 年 1 月 1 日に施行されました。主な改正内容は下記のとおりです。

- 源泉税率を現行の 12.5%から 15%へ引き上げ
- 現行は市場価格が 75 万豪ドル未満であった場合には源泉徴収が適用除外とされていたが、除外規定を撤廃

オーストラリア法人にとっては、売却価格に関わらず FRCGW クリアランス証明書の保持が必要となったため、取引に当たっては、証明書の処理時間に留意することが必要です。また、外国法人にも同様に適用されますが、特定の状況化においては源泉徴収率の引き下げを申請することも可能です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

顔認証技術の利用におけるプライバシーリスク評価について（プライバシー法）

2024 年 10 月 29 日、オーストラリアのプライバシー委員会により、「Bunnings Group Ltd に対するプライバシー調査」に関する決定がなされました。当該決定では Bunnings Group Ltd が顔認証技術を使用して顧客の個人情報や機微情報を収集していたことについて、同社がオーストラリアのプライバシー原則（APPs）を遵守するための合理的な措置を講じていないこと、顧客から個人情報や機微情報を収集するための同意を得ていないこと、情報を収集することについて合理的な通知を行っていないこと等を理由として、プライバシー原則（APPs）に違反しているとの判断がされました。

当該決定は、顔認証技術を使用する企業に教訓を示しており、オーストラリア情報委員会は、当該プライバシー委員会の判断を補完し、顔認証技術の使用に伴うプライバシーリスクを適切に管理、対応するためのガイダンスとして、「顔認証技術：プライバシーリスク評価ガイド」を発表しました。

プライバシー委員会による決定およびオーストラリア情報委員会によるガイダンスにおいては、顔認証システムを導入する前に、プライバシーへの影響の評価を実施した上で潜在的なプライバシーリスクを特定し、それらのリスクに対処するための措置を講じるべきであること、顔認証技術の使用を管理するためのポリシーと手順を作成するべきであること、顔認証技術の継続的な使用による影響を定期的に見直し、プライバシーリスクの新たな発生や変化に対応するため、定期的なプライバシーレビューを実施すること等が重要であるとされています。

Bunnings Group Ltd の事例は、技術使用におけるプライバシー原則遵守の重要性を再確認させる事例であり、顔認証技術の使用においては、プライバシー上のリスクや法的な課題に関して慎重な検討が必要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナー（2024年11月25日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JVの概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024年度第2回勉強会（2024年9月5日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の4つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023年3月29日から31日にかけて東京で開催した4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が 2022年11月8日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

Japan Practice
紹介サイト



最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024年の1月1日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我 修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法資格実務家 白藤 祐也
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：yshirafuji@claytonutz.com



外国法資格実務家 半谷 駿介
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：shanya@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール：kridgway@claytonutz.com